



## 永年勤続表彰を受章して

鹿屋支部 中 迫 文 範

平成28年度の定時総会において、長年（40年）の司法書士業務に対し福岡法務局長表彰をいただき感謝申し上げます。これは法務局職員の方々のご指導と会員の皆様方のご協力のお陰様だと思っております。

私が大根占町（現在は錦江町）で開業したのは、昭和50年で25歳の時です。今は、亡き両親が大変喜んでくれた事を思い出します。

役場近くの借地に小さな事務所を建てたが、仕事は全く分からずに4名の先輩司法書士と法務局大根占出張所職員の方々、さらには地域社会の皆様方のあたたかい御指導と助言に助けられ、和文タイプからワープロ、そしてパソコンをどうにかこうにか使い、これといってさしたる実績の無いまま、気づいてみれば40年の歳月が流れ、地元の司法書士は私のみになりました。小さな町ですので知り合いが多く、相談時間よりも昔話や世間話の多い時間を過ごすことがしばしばです。

仕事は不動産登記事務が主である古いタイプの司法書士でありますので、鹿児島県市町村高齢化率2番の町では、人口の減少と共に仕事量は年々減少しており、いつ廃業の憂き目にあうかわかりません。

以前は、法務局の統合により申請書の提出に往復1時間余りをかけて持参していましたが、今はオンライン化による郵送申請ができるため大変便利になりました。

最近、ご先祖様名義の田畑等とお墓があるが、相続人全員が立派に成長され、県外での生活を確立なされている方が多く、田舎の田畑等には興味も無く、家族の誰もが相続する事を嫌がるため、どうしたら良いかとの相談が多く寄せられるようになりました。

良い案は浮かびませんが、このとげとげしい世の中を少しでも和やかな相談相手になれるよう地域のために努力したいと思っています。

自分の子供達は離れて都会に暮らし、統計上は高齢者となった夫婦二人きりの田舎暮らしですが、たまにスカイプを利用して孫達との会話を楽しんでいます。

これからは体力増強に努め、法務局・同職の皆様方・県会の役員および職員の皆様方のご協力を得ながら精進したいと思っていますので、今後ともご指導とご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



## 永年勤続表彰を受章して —30年を振り返って—

鹿児島支部 安田 雅 朗

「良いこと、悪いこと、いろいろな事があったなあ」というのが、素直な感想である。

大学を卒業するまでに5年かかり、鹿児島に来てから本腰を入れて勉強に専念し、やっと資格を取得していきなり開業。それまでアルバイトの経験はあるものの、職業人としての社会生活は未体験であった私にとっていきなりのスタートで、当初は仕事以前の問題で頭を悩ませることばかりであった。出身地が異なり（私は高校まで奄美大島の名瀬市に在住していた。）知人、縁者の少ない状況下での不安な船出であった。でも萎縮するような気持ちだけはなかったように思う。実務上の相談相手に優秀な同期生が多数存在したことも、私にとっては幸運であった。

特に亡き「成元司」。彼は身体的ハンディを負いながらも、司法書士が法律家として自負をもって行動すべき規範を示してくれた。道に迷った時、岐路にさしかかった時、進むべき方向を示してくれた。まさしく「司」というその名が示す通り「司法書士」になるべくして生を与えられた男であったと思う。

思い出深いのは「成」の生存中、全青司の鹿児島大会の企画の初日に、自分たちの思惑と異なる展開に批判を受けて涙したこと、あるいは成年後見制度発足に際しては、全国の多くの協議の場へ参加して、司法書士法の枠を越えた制度実現に積極的に関わられたことなどである。

もちろん夜はそれぞれの地域の盛り場で、楽しい酒で過ごさせてもらったことも含めてではあるが・・・。

日常業務の中で、裁判所関係事案が多かったことも、私の業務に対する取り組み姿勢の骨格を作る基盤となっていたことも、今では楽しい思い出である。

書類作成のみならず、当事者の黒子となって事実関係の調査、資料収集、法廷傍聴、訴訟維持、他士業からのたび重なる突き上げ等、満身創痍状態であった。その様な時いつも「成」に助けられていたものであった。

そのような中、簡裁代理権の是非が議論になっていた時、私を含め多くの人が簡裁に限定した代理権よりも、むしろ地裁事案についても包括的に本人支援ができる補佐人（民訴60条）制度を司法書士に開放して、利用拡大を図る方が現実的だと考えていました。

むしろ簡裁においてさえも代理権を取得できるとは夢想だにしていなかったのです。

その様な中で、成年後見制度における司法書士の活用から始まり、「夢」であった簡裁代理権取得というまさしく司法書士が法律家へ一歩近づいた瞬間を体験できたことに大きな喜びを感じています。ことに鹿児島の地でリーガルサポートの誕生に深く関わられたことは、この上ない良い思い出となっています。

また、これまで30年の永きにわたり、事務所を維持して、ここまでこれたのは、周囲の友人に助けられたことや、妻をはじめ、優秀な補助者の存在なくしては、あり得なかったことだと考えています。私が30年の節目をむかえるにあたり、常に私を支え続けてくれた最後のひとりもまた、今般、新しい自身の道を歩み出します。これからの彼女の将来に感謝の意を込めて、幸多かれと願ってやみません。

私自身、次の世代へのバトンタッチをスムーズになせるように、これからの執務にあたり、後進の人達にとって、あるいは社会にとって少しでも「一木一石」でありたいと考えています。



## 永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 里之園 順一郎

司法書士を開業して30年という事ですが、長いようであつという間の30年だったような気がします。

開業当初の頃のことが、昨日の事のように思い出されます。

当初は仕事の依頼もあまりなく、訪問者は事務機器あるいは書籍販売等の営業マンでした。わずかの登記申請においても、経験不足の為、七夕がいつぱいつき、登記官の方から厳しい叱責を受けたような気がします。

私の周辺にはベテランの司法書士の先生方が多く、果たして司法書士としてやっていけるのかと思っておりましたが、3年目位から仕事の依頼も少しずつ増えてきました。

司法書士の業務範囲は多様化しており、私は30年間登記中心で行って来ましたが、その中で記憶に残る案件は、困難な登記手続きが裁判により完了し、依頼人の方に非常に感謝されたことでした。

私は、法律とは全く無縁の所からこの世界に入り込み、30年間仕事を続けてこられたのは、司法書士会を始め、法務局の方々、それに先輩司法書士の先生方のご指導のおかげだと思っています。

最近は事務機器の進化、又法律の改正等で司法書士の周辺は、目まぐるしく変化してきておりますが、マイペースを守り間違いない仕事を今後もやってゆきたいと思っています。



## 永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 喜山修三

紅顔の美少年だった私も、齢60歳を迎える年になりました。あり余っていた髪もすっかり姿を消し、今は慈悲深い髪だけが残っています。まさかこんな容姿になるとは。できればロマンスグレイの似合う素敵の中高年になりたかった。未来の10年は長い、過ぎ去った30年はついこの間のこの様です。先般「永年勤続表彰」を受賞したので、この30年を振り返ってみたいと思います。

私が司法書士会に入会した30年前の業務は、不動産登記業務がそのほとんどを占め、その他は、商業登記、そしてごくわずかな件数として裁判所へ提出する書類の作成業務がありました。今から考えると30年前というと、バブル経済に向かう上昇期でありましたが、開業間もない私は、バブル経済とは縁のない静で清貧な生活を営んでおりました。

バブル経済が崩壊した数年後、平成9年頃からはクレジット・サラ金が大きな社会問題となり、それに対応するために当時の若手司法書士は、破産問題に取り組みました。何しろ破産の申立書を裁判所に提出しないと、執拗な取立てが止まらないので、大慌てで書類を作成しました。破産する方も大変ですが司法書士にとりましても、事務処理が大変でした。簡裁代理権を取得した今では、とても考えられないことです。

平成15年には、いわゆる認定司法書士の制度がスタートしたので、翌16年からは訴訟代理人として自ら法廷に立ったり、訴訟外で和解交渉をするなど、業務の幅が広がりました。いわゆる過払いブームのときは、ほんの少しですが、懐が潤いました。

成年後見制度がスタートした平成12年からは、「成年後見開始の申立書」を作成したり、あるいは自らが成年後見人に就任し、判断能力が減退した高齢者の権利擁護に積極的に関与して参りました。過ぎ去った思い出は全て美しい！。

平成18年5月1日には会社法が施行され、会社の設立が容易になると共に、会社の機関設計が大きく変わりました。そのときは「会社法を2度勉強する」という気分でした。

このように司法書士の業務は大きな変遷を遂げてきており、現在の司法書士の業務は、不動産登記、動産・債権譲渡登記、商業・法人登記、成年後見業務、簡裁における訴訟代理など30年前にはとても予想できない範囲に及んでおります。

私も、法律が改正される度、あるいは新たな法律ができる度に、新たな知識の獲得に努めております。司法書士の仕事は、何年やっても調べないと仕事が進みません。大学生の頃は、法律の本は試験前にしか読んだことがなく、授業も真面目に行った記憶がないのですが、今は必要とあれば法律書を読みますし、司法書士会主催の研修会にも出席します。大学に入学したとた

ん「お宅の息子さんは出席日数が足りませんよ」と学生課から通知された人間とは思えない変化です。人間は、20歳を過ぎてからでも変われるものですね。

過ぎ去った30年は、ついこの前の様であるが、10年先のことは全く予想ができません。でもこの仕事を続ける限り、依頼者の要請に応えるために、ネットや本と格闘しながら調べものをする姿勢は変わりません。これからも社会の変化に対応できるように、愚直に自己研鑽に努めてまいりたいと考えています。また、定年の挨拶ではありませんが「30年間を大過なく」、ということは結構大変なことだと、しみじみ思います。

最後になりましたが、永年勤続表彰を受章できたのも、妻の叱咤激励、事務員さんたちの支え、そして周りの司法書士の皆様方の暖かいご指導ご鞭撻の賜物だと、心から感謝申し上げます。



## 永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 龍野光男

この度、勤続30年により、平成28年度の鹿児島地方法務局長表彰及び日本司法書士会連合会長表彰を受賞しました。

県司法書士会長より、受賞通知を受けて、初めて、もう30年が過ぎたのかなあと実感した次第です。

30年間司法書士の業務を全うしたのみで、このような表彰を受けることは、身の引き締まる思いでいっぱいです。

司法書士会並びに会員の皆様方のお陰だと感謝している次第です。

ところで、当会広報部長から、[永年勤続表彰を受賞して]の題目で、原稿依頼がありました。何を書いてよいのやらさっぱり見当がつきません。

そこで、過去のことを、思いつくままに、書くことにしました。

司法書士を開業した当時は、登記申請書に印字する機器等もなく、殆んどの人達が手書きで、僅かな人達がタイプライターにより書類を作成していました。

今みたいな、パソコン等もないので、筆数の多い申請書の作成は、容易ではなく、苦労したものでした。

明治32年に制定されて以来、100余年ぶりに、不動産登記法の大改正が、急激な情報社会の進展により、平成17年3月7日から施行され、これまでの登記申請手続を、書面主体から、インターネットを利用したオンライン申請との併用、従来の制度である「当事者出頭主義」から、管轄登

記所への出向がなくても、登記申請書の郵便提出が可能となり、便利になりました。

「登記済証制度の廃止」により、登記識別情報制度の導入、「保証書制度の廃止」により、事前通知制度、資格者代理人による本人確認情報提供制度の導入、「申請書副本制度の廃止」により、登記原因証明情報提供制度の導入、登記申請書のA4版横書きに統一するなど、登記実務に大きな影響があるようになりました。

このように、不動産登記法の大改正に加えて、平成18年5月1日会社法全般に多岐にわたる大改正が行われたほか、商業登記法も大幅に改正され、登記実務の取扱いにも、大きな影響を与えました。

今後、業務を続けて行くためには、常に法令や先例等の研さんに努め、時代遅れにならないよう積極的に研修に参加するなどして、勉強することが、必要な旨痛感した次第です。

現在は、仕事も殆んどありませんが、友人等の勧めもありますので、ボケ防止のためにも、暫らくは、業務を続けて行こうと考えております。

また、80歳位までは、趣味として、学生時代の友人4～5名と、月1回程度、天文館に出向き、カラオケ等を楽しんでおりましたが、年齢を増す毎に、参加者も少なくなってきたので、最近は、カラオケもやめて、近くの谷山高齢者福祉センターの温泉（カラオケでなく、風呂桶）に出かけ、高齢者の人達と、談笑しながら、ストレス解消と、週に2時間程度、社交ダンスをするなどして健康保持に努めています。



## 永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 日 高 春 見

本年5月28日開催された平成28年度の鹿児島県司法書士会定時総会の式場において、鹿児島地方法務局長および日本司法書士連合会長から30年永年勤続表彰を頂き心から感謝致しております。

鹿児島地方法務局長から「あなたは多年にわたり司法書士業務に精励され法務行政の円滑な運営に寄与され功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します」日本司法書士連合会長から「あなたは司法書士としてその業績に携わること30年間司法書士制度が求める崇高な使命を深く認識され日夜業務に精励し国民の権利の保護に寄与されその功績はまことに顕著であり全国会員の模範というべきであります。よって茲にその功績を表彰します。」の表彰状をいただきました。

我が国の司法書士制度は、明治5年（1872年）太政官無号で司法職務制度が定められ、その後

昭和10年（1935年）司法代書人が司法書士と名称が改正され、昭和42年（1967年）司法書士法が一部改正され、司法書士会および連合会に法人格が与えられました。以来実に144年がたちました。私は昭和61年に法務局を退職し、司法書士を開業いたしました。司法書士が国民の身近な法律家として認められ又鹿児島県司法書士会が今日あるのも先輩各位の地道な努力の積み重ねのお陰であり感謝いたします。

登記制度と司法書士会の制度は国民生活の繁栄と安定を担う制度として、必要な制度です。昭和30年頃の県下の登記所の数は51庁ありましたが、現在は統廃合により本局、5支局、5出張所の11庁となりました。一寸淋しいかぎりです。登記制度も一元化にはじまり、全国法務局がコンピュータ化・オンライン化になりました。

旧不動産登記時代には、出頭主義時代の原則でしたので、申請書1件でも必ず登記所の窓口申請を提出する方式でした。新法では、書面申請であれ、特例方式オンライン申請であれ、郵送申請ができますので大変便利になりました。大助かりです。

ところで、私は今日まで何の功績もないまま30年経過し、この程永年勤続表彰を受けることに、もったいなさを感じています。長い間、指導してくださった先輩、県会をはじめ、執行部の役員方々及び会員の皆様に御礼を申しあげます。有り難うございました。